

資料2

令和4年度地域包括支援センターの
事業評価（案）

令和5年10月

高齢福祉課

目 次

令和4年度地域包括支援センターの事業評価（案）

1	事業評価実施方法及び評価結果	1
	(1) 事業評価の実施目的、内容、実施方法	
	(2) 評価結果総評（案）	
	①国が示す評価指標及び実績報告書に基づく評価	
	②公正・中立性の確保（事業所の占有率）に基づく評価	
	(3) 評価結果の活用	2
2	各地域包括支援センターの評価状況	
	中央地域包括支援センター	3
	北東地域包括支援センター	6
	北東第2地域包括支援センター	9
	鴻南地域包括支援センター	12
	川西地域包括支援センター	15
	川西第2地域包括支援センター	18
	川東地域包括支援センター	21
	基幹型地域包括支援センター徳地分室	24
	基幹型地域包括支援センター阿東分室	27

【参考資料】

・	山口市地域包括支援センター業務評価実施要領	30
・	別に定める基準 地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び 介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準	32
・	地域包括支援センター事業評価項目(国の評価指標)	34

令和4年度地域包括支援センターの事業評価（案）

1 事業評価実施方法及び評価結果

(1)事業評価の実施目的、内容、実施方法

令和5年7月に開催された第6回地域包括支援センター運営協議会において、「山口市地域包括支援センター業務評価実施要領」に基づき地域包括支援センター事業評価方針を提示し、承認済み。

※参考資料としてP.30～要領等を掲載

(2)評価結果総評(案)

①国が示す評価指標及び実績報告書に基づく評価

全ての地域包括支援センターは、市が求める運営を行っている

各地域包括センターが実施した国の基準に基づく自己評価及び各センターから提出された事業実績報告書の記載内容を点検・確認した結果、上記のとおり認められた。

② 公正・中立性の確保（事業者の占有率）に基づく評価

各地域包括支援センターは、公正・中立性の確保の状況は適正と認められる

基幹型地域包括支援センター各分室を除く各センターは、市が示す事業者の占有率である50%を超えてのサービス調整は行われておらず、公正・中立性の確保の状況は適正であると判断した。

また、基幹型地域包括支援センター徳地分室及び阿東分室は、占有率の基準値は超えているが、公正・中立性の評価基準※1の4（1）当該圏域のサービス事業所数が少数であることからやむを得ないものと判断した。

	訪問型サービス		通所型サービス	
	プランに位置づけた訪問型サービス事業所数	総プランの中で一番多く位置づけられた訪問型事業所の割合	プランに位置づけた通所型サービス事業所数	総プランの中で一番多く位置づけられた通所型事業所の割合
中央	14	31.7%	23	15.1%
北東	13	31.0%	24	14.8%
北東第2	11	34.3%	22	20.7%
鴻南	13	36.5%	17	23.1%
川西	13	31.7%	24	25.6%
川西第2	9	30.8%	18	28.1%
川東	9	35.5%	11	25.0%
徳地分室	3	63.7%	8	75.6%
阿東分室	1	100.0%	5	68.0%

(3) 評価結果の活用

地域包括支援センター運営協議会で評価した結果は、市から各法人に結果説明・指導を行う。これに基づき、各センターは、業務の課題や改善点を整理し、今後のセンター業務に反映することで事業運営の向上を図る。

※1「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準」のこと

【地域包括支援センターの運営に係る各センターの参考指標】

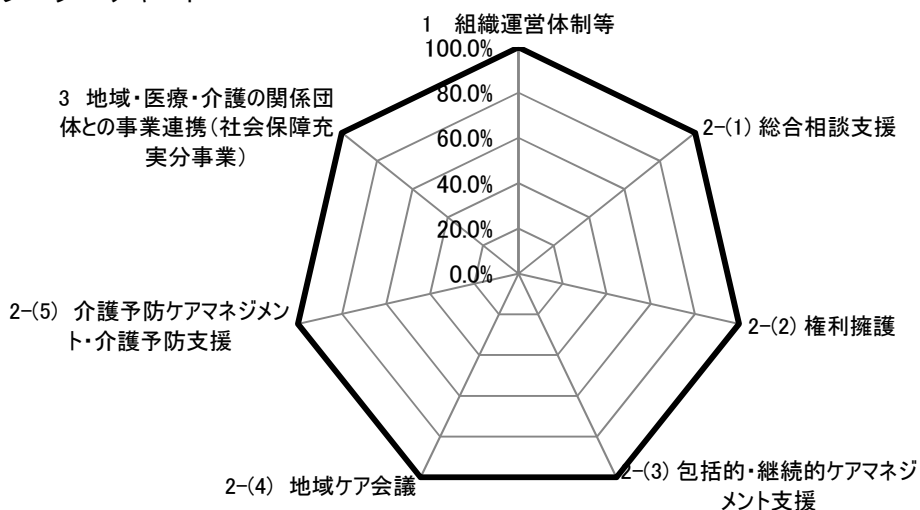
基準日：令和5年3月31日

センター名	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地分室	阿東分室
担当地区	大殿 白石 湯田	小鯖 大内	仁保 宮野	吉敷 平川 大歳	小郡	嘉川 佐山 阿知須	陶 鑄銭司 名田島 秋穂二島 秋穂	徳地	阿東
高齢者人口 単位：人	8,635	7,741	5,496	10,465	6,272	6,224	6,295	2,797	2,901
包括的支援事業職員	5名	4名	3名	6名	4名	4名	4名	3名	3名
介護予防支援職員	7名	5名	3名	8名 (うち嘱託2名)	2名	2名	4名	2名	3名
生活支援コーディネーター 認知症地域支援推進員	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名 (兼務)	1名 (兼務)

2 各地域包括支援センターの評価状況

中央地域包括支援センター

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	相談初期の段階での困り事の内容を必要に応じて多職種でアセスメントしてからサービスの調整を行った。複合的な課題を抱える相談は、ふくまる相談員と連携して対応した。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	民生委員や福祉員の定例会等の場を活用して高齢者虐待防止の普及啓発を行った。権利擁護が必要な相談事例は、必要に応じて成年後見センターへ繋ぐなどの対応を行った。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	各地域の民生委員、福祉員の定例会へ参加し、支援が必要な個別事例への対応を行った。山口市弁護士会地域包括支援センター派遣事業を活用し、地域の介護支援専門員と弁護士を交えて事例検討を行った。
2-(4) 地域ケア会議	全ての評価基準を満たす	シルバーハウジングにおける見守り支援について関係者で検討を行った。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	アセスメントを重視し、元の生活にもどれるような時期にある軽度者には短期集中型サービスの利用を積極的に行い、元の生活を取り戻した事例や、インフォーマルサービス資源の活用につながった事例があった。
3 地域・医療・介護関係の関係団体との事業間連携	全ての評価基準を満たす	介護予防の通いの場や閉じこもり予防の集いの場の運営等について、地区社会福祉協議会や、生活支援コーディネーターと協議を継続的に行った。
4 公正・中立性の確保(※)	判定基準以内	訪問型サービス：0.1%～31.7% 通所型サービス：0.1%～15.1%

※ 公正・中立性の確保

判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

令和4年度 中央地域包括支援センター事業評価のための補足資料

※記載内容は各地域包括支援センターの実績報告書からの抜粋

【令和4年度の重点項目の取組状況】

項目	実施状況等
自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ICFの考え方について包括内で研修会を実施 ○1回/月介護予防会議を開催、自立支援型地域ケア会議の事例を主に検討 ○地域の通いの場への支援(百歳体操の新規立ち上げ、継続支援)
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「認知症予防」(介護予防出張講座):各地区1回=3回実施 ○認知症ミニ講座の開催:1 ○認知症サポーター養成講座 福祉員会:1回、ボランティア養成講座の受講者対象:2回 大蔵中:1回 ○普及啓発活動 アルツハイマー月間での掲示等:5か所 ○サービス未利用者実態把握:40件
高齢者世帯等の複合的な課題に 福まる相談室と協働で取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員、福祉員の定例会へ「ふくまる相談員」と一緒に参加し、窓口の周知を行った。 ○2回/月地域支援会議を開催し、福まる相談員への相談内容も検討し、活用できる支援や制度等を検討した。

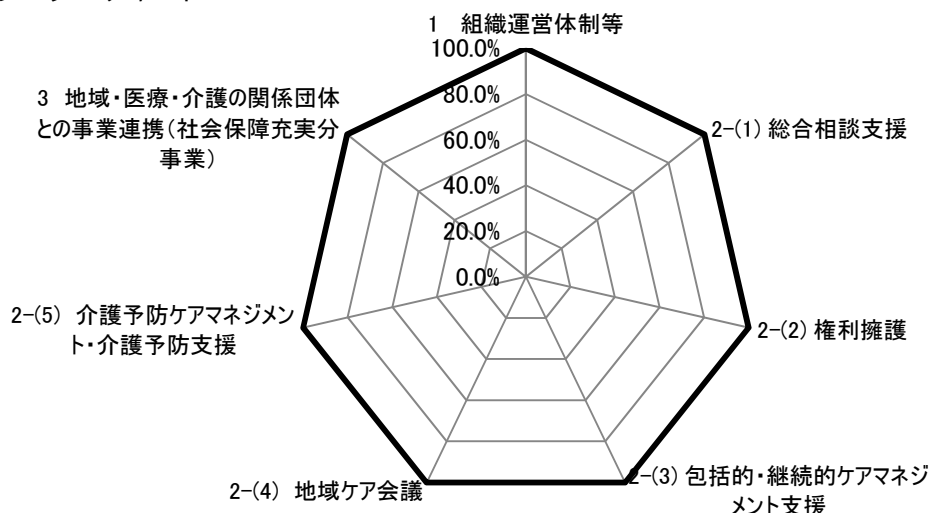
【業務全般】

項目	実施状況等
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○相談=サービス導入ではなく、アセスメントを行い、インフォーマルサービスで対応可能なものや、介護保険申請が必要かどうかを見極めた。 ○複合的な課題を抱えた相談は「ふくまる相談員」と連携して対応した。
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ○3地区の民生委員・福祉員定例会で高齢者虐待防止の啓発を実施 ○認知症等により判断力が低下し、金銭管理が難しい相談ケースは市社協の日常生活自立支援事業の活用や、成年後見センターへ繋いだ。 成年後見センターへの繋ぎ:1件 ○山口市弁護士地域包括支援センター派遣事業を活用し、年3回弁護士の参加による事例検討会を行った。
包括的・継続的ケアマネジメント 業務	<ul style="list-style-type: none"> ○大蔵:福祉を語る会へ参加し、地域の実態把握を行った。また、コミュニティ協議会へ10回参加し、ネットワークの構築を図っている。 ○各地域の民生委員・福祉員会へ参加して支援が必要な個別事例等は担当民生委員へ情報提供や対応状況の報告等を行った。 ○地域の介護支援専門員と単身・親族不在等、権利擁護の視点から弁護士が参加される事例検討会等で情報交換を行った。

項目	実施状況等
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業	<p>介護予防ケアマネジメント・予防支援延べ件数 : 4,934件÷12か月=411.2件/月 R3年度: 5,152件÷12か月=429.3件/月</p> <p>○アセスメントに力を入れ、サービス利用の必要性や代替手段の検討を行った。 ○短期集中型サービスの活用を積極的に行い、3か月の支援期間終了後は、サービス利用なしでも生活でき、元の生活を取り戻した事例もあった。</p>
医療・介護連携事業	<p>○担当利用者が入院を行う際には速やかに医療機関へ情報提供を行った。また退院時のカンファレンスに出席しスムーズな退院後の調整を行った。 ○山口・吉南地区地域ケア連絡会議の各専門部会の研修会へ参加した。</p>
生活支援体制整備事業	<p>○各地域の民生委員定例会や福祉員会へ参加して地域課題の集約を行った。 ○大殿：地域包括が担当している事例にアンケートを行い、地域課題を集約し、地区社協と情報共有を通じて話し合いが行えるようにした。 ○白石：地域とのつながりの希薄さを解消するための一休処（地区社協主体の集いの場）の運営への協力を行っている。</p>
地域ケア会議	<p>○個別ケア会議：5件 精神疾患等がある事例について実施 ○地域別地域ケア会議：1回 シルバーハウジングにおける入所者への見守り支援等の検討</p>
災害時要配慮者(高齢者)への支援	<p>○担当者ケースの状況を確認し、更新や廃止作業を行った</p>

北東地域包括支援センター

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	地域包括支援センターの相談窓口機能を元気な高齢者や、子育て世代へ周知した。支援が一旦中断している事例について実態把握を行い、必要に応じて対応を再開した。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	高齢者虐待防止について各地域の民生委員や福祉員に対して周知した。 権利擁護が必要な事例は、成年後見センターや権利擁護事業、法テラス等への繋ぎを行った。
2-(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	圏域の介護支援専門員と民生委員との情報交換会を行い、顔の見える関係づくりを行った。(継続)
2-(4) 地域ケア会議	全ての評価基準を満たす	地域別地域ケア会議では、災害時の対応や百歳体操の継続実施に向けての検討等を行った。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	新規ケアプラン作成時には主任介護支援専門員が参加する会議においてサービス内容を検討した。
3 地域・医療・介護関係の 関係団体との事業間連携	全ての評価基準を満たす	医療と介護の連携が進むように、地域の医療機関を訪問して地域包括支援センターの役割を周知した。 大内・小鯖地域において生活支援コーディネーターと連携して移動や移送の現状把握を行った。
4 公正・中立性の確保(※)	判定基準以内	訪問型サービス：0.2%～31.0% 通所型サービス：0.3%～14.8%

※ 公正・中立性の確保
判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

令和4年度 北東地域包括支援センター事業評価のための補足資料

※記載内容は各地域包括支援センターの実績報告書からの抜粋

【令和4年度の重点項目の取組状況】

項目	実施状況等
自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防出張講座等を利用し介護予防の普及啓発を実施 転倒骨折予防、認知症予防、栄養改善の重点項目他 計14回実施 ○いきいき百歳体操の新規立ち上げ及び継続支援 新規立ち上げ:2 実態把握:25 新規立ち上げに向けた働きかけ:6 交流会の開催:2 ○包括内での「自立支援」に資する会議の開催 36件
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の普及啓発・相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 5回 ミニ講座:3 ・その他、金融機関、医療機関、薬局、商業施設、学校への啓発活動 ・認知症サポーター養成講座:3 ○認知症カフェへの支援:5回 ○SOSネットワーク事業事前登録者の実態把握及び新規登録への働きかけ ○サービス未利用者の実態把握:22件
たすけ合いの仕組みづくりのための住民支援	<ul style="list-style-type: none"> ○大内老人クラブ連合会メンバー(3地区)の話し合いへの継続的支援 ⇒管内R4.10～開始。茅野神田:月1回の話し合い ○小鯖(地域づくり協議会)たすけ合いの仕組検討会議への情報提供、助言 ⇒定期会議への出席

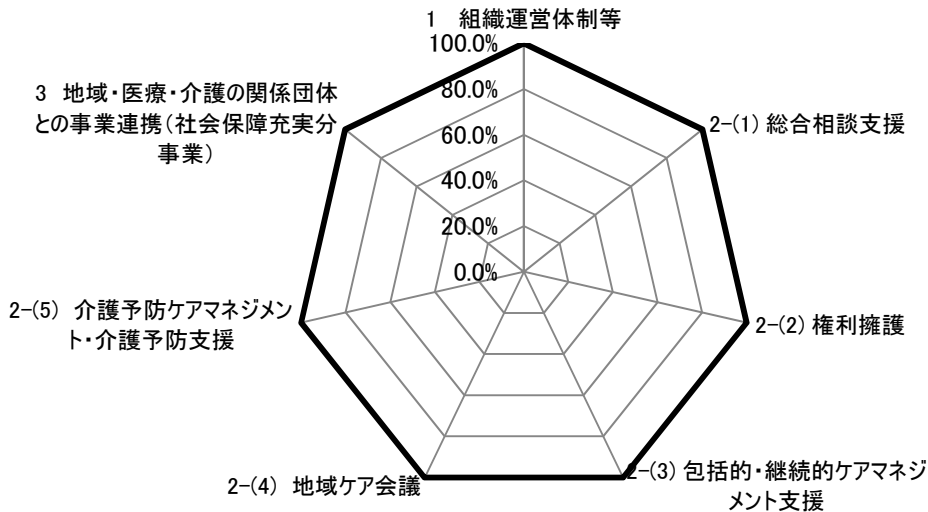
【業務全般】

項目	実施状況等
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に関連する団体やグループ以外にも昨年に引き続き相談窓口の周知⇒元気な高齢者や小学校の保護者等若い世代に対して周知 ○過去に支援していたが支援が中断しているようなケースからの再度の相談が入ることがあるため、ケースを確認し9件の実態把握を行った。
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防に関する啓発活動 ⇒各地域の民生委員・福祉員に対し4回実施 ○権利擁護業務：相談内容に応じて成年後見センター、地域権利擁護事業、法テラスなどの関係機関へ繋いだ
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員とCMとの情報交換会を通じて顔の見える関係づくり（継続） ○圏域のCMと事例検討会を開催：2回/年
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業	<p>介護予防ケアマネジメント・予防支援延べ件数：</p> <p style="text-align: right;">3,435件÷12か月＝286.3件/月 (旧北東) R3年度：5,481件÷12か月＝456.6件/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケアプラン新や主任CMを入れた検討会議を行いサービス内容の検討を行った。件数：36件

項目	実施状況等
医療・介護連携事業	○医療機関・介護サービス事業所へ地域包括支援センターの役割の周知⇒医療機関11ヶ所へ周知
生活支援体制整備事業	○いきいき百歳体操の立ち上げ支援：2グループ ○移動や移送について：大内まちづくり協交通安全教室参加者へ自動車運転状況の把握、小鯖でノンステップバスに関する情報収集を行った
地域ケア会議	○個別ケア会議：3件 地域資源不足、支援困難事例 ○地域別地域ケア会議：4回 CMとの情報連携不足解決に向けて、災害時の対応、百歳体操継続運営に向けた協議
災害時要配慮者(高齢者)への支援	○アセスメント票の更新を行い、担当者ごとのリスト作成を行った ○台風前に要配慮者(高齢者)の洗い出し及び見直しを行った

北東第2地域包括支援センター

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	民生委員の定例会に参加し、個別事例の相談等に応じた。福祉関係者に加え、地域づくり協議会等においても相談窓口の周知を行った。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	高齢者虐待防止のための周知を民生委員や福祉員に行った。権利擁護業務として、複合的な課題を抱えた家族支援を障がい分野と連携して対応した。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	民生委員と介護支援専門員の情報交換等を通じて、顔の見える関係づくりを行った。地域の居宅介護支援事業所と協働して事例検討会を開催した。
2-(4) 地域ケア会議	全ての評価基準を満たす	地域の医療機関が参加された個別ケア会議終了後、受診へ繋がった事例がある。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	新規ケースの初期訪問時には生活支援コーディネーターと同行訪問し、アセスメントを行うとともに地域資源の情報提供を行った。
3 地域・医療・介護関係の関係団体との事業間連携	全ての評価基準を満たす	生活支援・体制整備事業では地域の社会資源の情報収集を行った。地域の支え合いの仕組みづくりの稼働にむけて伴走支援を行った。
4 公正・中立性の確保(※)	判定基準以内	訪問型サービス：0.3%～34.3% 通所型サービス：0.2%～20.7%

※ 公正・中立性の確保
判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

R5年度 北東第2地域包括支援センター事業評価のための補足資料

※記載内容は各地域包括支援センターの実績報告書からの抜粋

【令和4年度の重点項目の取組状況】

項目	実施状況等
自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援の考え方を介護予防ケアマネジメントの契約時や初回訪問時に住民に説明するためにオリジナルの「紙芝居」を作成して活用 ○包括内でICFの考え方にに基づき自立支援型ケア会議で25件検討 ○リハビリ専門職派遣事業の活用 ○地域の通いの場への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・百歳体操立ち上げへの働きかけ:2か所 交流会:仁保・宮野各1回 ・宮野地域のサロン未設置地区の出張サロンに同行し、百歳体操PR ○介護予防出張講座 <ul style="list-style-type: none"> ・重点項目及びその他の項目を含め16回開催 ・健康づくりに関する介護予防トランプを作成し活用した
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座:3回 うち1か所は認知症高齢者がおられる地域へ理解促進のために実施 ・認知症ミニ講座の開催:1回 ・認知症カフェへの支援:2か所×毎月 ○SOSネットワーク協力事業所へヒアリング ○サービス未利用者の実態把握:59件 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のグループホームの職員へ民生委員定例会で「認知症の人へ接し方」について研修実施。また、グループホームの入所者へ認知症カフェへの参加呼びかけ⇒当事者として参加された
ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○宮野:これまで実施ができなかった民生委員(有志)とCMの情報交換会の機会が持て、一步ネットワークの構築に近づけた ○仁保:福祉推進会議に毎回参加し、構成団体で横のつながりを持つことの必要性を再認識できた

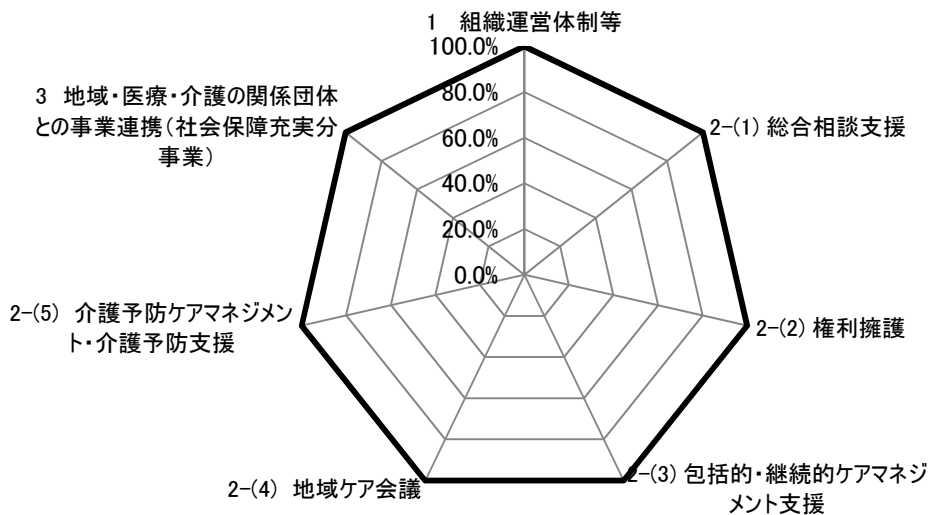
【業務全般】

項目	実施状況等
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口周知:農業祭での相談ブースの開設、地域づくり協議会での周知 ○ネットワークの構築:民生委員定例会への出席を通じ個別相談等を実施 ○実態把握:介護保険申請には至らないが気になる事例には1回/年訪問して状況確認を行っている。百歳体操交流会時や継続支援の際に実態把握を行った。また、宮野地域のうち、相談が多い内容を分析
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防に関する啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ⇒各地域の民生委員・福祉員に対し4回実施 ○権利擁護業務:複合的な課題を抱えた事例では、障がい分野の関係者と協力して対応を行った
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員とCMとの情報交換会を通じて顔の見える関係づくりを行った ○居宅介護支援事業所と事例検討会を開催 ○居宅介護支援事業所のCMとの同行訪問実施

項目	実施状況等
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業	<p>介護予防ケアマネジメント・介護予防支援延べ件数： 3,435件÷12か月=286.3件/月 R3年度：新規開設のため全年実績なし</p> <p>○新規ケースへの初回訪問時に生活支援コーディネーターと同行訪問を行った</p>
医療・介護連携事業	<p>○担当圏域の医療機関や薬局へ新規開設包括としてあいさつに伺い、包括のPRを実施</p> <p>○地域の看護・介護小規模多機能型居宅介護事業所との情報交換を実施</p>
生活支援体制整備事業	<p>○地域資源の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮野温泉や地域交流ステーション(宮野駅舎)の情報収集 ・地域のサークル活動を行っている場所の実態把握 ⇒住民へ情報提供し利用に繋がった <p>○仁保のたすけあいのしくみづくり ⇒準備会に参加し伴走支援を行った</p> <p>○地域の交通の状況についての実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスの運行状況や利用状況の確認
地域ケア会議	<p>○個別地域ケア会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関を交えてのケア会議を開催し受診に繋いだ
災害時要配慮者(高齢者)への支援	<p>○2地域の地図に要配慮高齢者をマッピングし見える化した</p> <p>○平時から災害時の対応について検討を行っている</p>

鴻南地域包括支援センター

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	民生委員の定例会へ参加し、地域包括支援センターの役割を周知するとともに早期相談の必要性について説明した。相談対応は3職種で検討して適切な支援に繋いだ。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	地域の介護支援専門員向けに、虐待、DV、夫婦間トラブルに等について山口市弁護士地域包括支援センター派遣事業を活用して研修会や相談会の企画を行った。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	各地域の民生委員や福祉員の定例会へ参加して、情報共有を行った。介護支援専門員、地域包括支援センター職員、弁護士による事例検討会を実施した。
2-(4) 地域ケア会議	全ての評価基準を満たす	個別ケア会議を行い、支援方法等について検討した。認知症の当事者も運営者として参加できる認知症カフェの開設に向けて検討を重ねR5年度に開設できるように準備した。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	生活支援コーディネーターと協力してインフォーマルサービスの位置づけを意識したケアマネジメントを行った。アセスメント研修を独自で行い、自立支援・重度化防止の視点からのケアプラン作成を行った。
3 地域・医療・介護関係の 関係団体との事業間連携	全ての評価基準を満たす	医療・介護連携のための研修会や事例検討会へ参加した。地域資源情報や地域課題の把握を大歳地域で実施した。
4 公正・中立性の確保(※)	判定基準以内	訪問型サービス：0.3%～36.5% 通所型サービス：0.1%～23.1%

※ 公正・中立性の確保
判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

令和4年度 鴻南地域包括支援センター事業評価のための補足資料

※記載内容は各地域包括支援センターの実績報告書からの抜粋

【令和4年度の重点項目の取組状況】

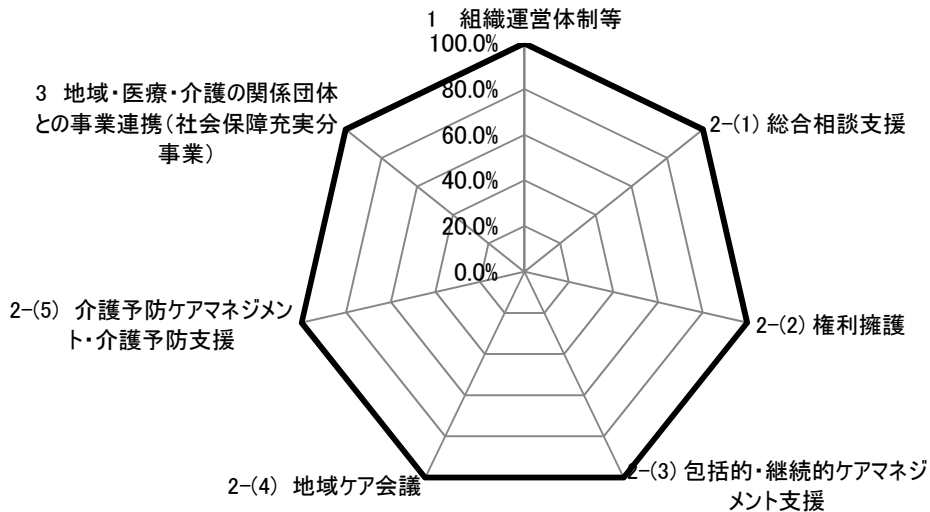
項目	実施状況等
自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターと協働で「アクティブシニア体力測定」を継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ・年14回、大歳と吉敷では各2回実施 参加者:265人 新規参加者が多く、保健センターや企業の社会貢献事業を活用して内容の充実を図っている。 ○地域の通いの場 <ul style="list-style-type: none"> ・百歳体操新規立ち上げ:2 継続支援実施:11カ所 ○介護予防出張講座 <ul style="list-style-type: none"> ・27回開催
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症カフェの立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度から何度も協議を行い、平川に当事者もスタッフとしてかわるカフェの開設支援を行った。開設後も運営支援を行っている。 ○認知症に関する普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 認知症予防:6回 認知症サポーター養成講座は未開催、代わりにミニ講座1回 スーパーやコンビニにも認知症に関する掲示を行った ○サービス未利用者への実態把握:13件
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議の開催に向け各地域へ会議の目的等について説明している。大歳では、地域課題の協議の必要性についての同意を得た。

【業務全般】

項目	実施状況等
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍のため、相談が入った段階で重症化しているケースも多いが、3職種で検討し、適切な支援に繋いだ。 ○民生委員定例会等において、包括の役割について周知し、早期相談の必要性について伝えた。 ○地域包括支援センターの相談窓口周知のため、年4回の地域包括支援センターだよりの発行、年2回の地域の回覧板の活用、毎月の交流センターだよりの記事掲載及び掲示物の更新等を行った。(継続)
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防に関する啓発活動⇒各地域の民生委員へ周知、交流センター便りにも高齢者虐待防止の記事を掲載。 ○権利擁護業務：地域のCM向けに弁護士から虐待・DV・夫婦間トラブルに関する研修会を企画・開催した <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による相談会を年5回実施し、12件の相談があった ・成年後見制度の出前講座の開催調整を2回実施 ・山口県警からの防犯情報や消費生活センターからの消費者被害等の情報を民生委員や福祉員、サロン等で配布し啓発活動を行った
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域の民生委員や福祉員の毎月の定例会へ参加し、情報共有を継続 ○地域のCM向け研修で防災、年金制度について扱った ○圏域のCM、弁護士とWeb会議システムを活用した事例検討を3回開催 ○地域のCMからの相談対応：56件 <ul style="list-style-type: none"> 1人CM事業所へは適宜相談対応を行った

川西地域包括支援センター

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	多様な相談には各専門分野の支援機関と連携して対応を行った。 民生委員と協力し、高齢者の日常生活の中での困り事を把握するアンケート調査を行った。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	権利擁護業務では日常生活自立支援事業や成年後見センターへの繋ぎを行った。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	圏域の介護支援専門員、民生委員、弁護士、社会福祉協議会職員で、判断力低下がある人への支援方法等について情報交換を行った。 認知症高齢者への支援について事例検討会を行った。
2-(4) 地域ケア会議	全ての評価基準を満たす	地域課題を扱う地域別地域ケア会議では、1つの小学校区で地域課題について情報を把握し解決に向け検討した。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	リハビリ専門職派遣事業を活用して自立支援・重度化防止の視点を取り入れたケアマネジメントが行えるようにした。
3 地域・医療・介護関係の関係団体との事業間連携	全ての評価基準を満たす	老人クラブ連合会が立ち上げられた「地域支え合い活動」の運営が軌道に乗るように、関係者間で連携して支援を行った。
4 公正・中立性の確保(※)	判定基準以内	訪問型サービス：0.2%～31.7% 通所型サービス：0.1%～25.6%

※ 公正・中立性の確保
判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

令和4年度 川西地域包括支援センター事業評価のための補足資料

※記載内容は各地域包括支援センターの実績報告書からの抜粋

【令和4年度の重点項目の取組状況】

項目	実施状況等
自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防出張講座：7回開催 サロン交流会で介護予防（フレイル予防）の必要性について周知することで講座開催へつながった ○通いの場への支援 百歳体操新規立ち上げ：1ヶ所 事前説明：1ヶ所実施
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発 ・認知症サポーター養成講座：1回 認知症講座：1回 ・小郡図書館での認知症啓発のための掲示物として、放課後児童クラブの子どもたちにも作品を作成してもらい、展示を行ったことで、保護者世代の来場に繋がった。 ・認知症サポーター養成講座の中で寸劇を取り入れ、対応方法について学んでもらった ○ほっとSOSネットワーク事前登録者：8件（うち7件は警察からの情報提供あり） ○サービス未利用者実態把握：64件
介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協の広報誌に包括の業務内容を掲載しPRを行った ○小郡地域交流センターのデジタルサイネージを活用して認知症の啓発を行った

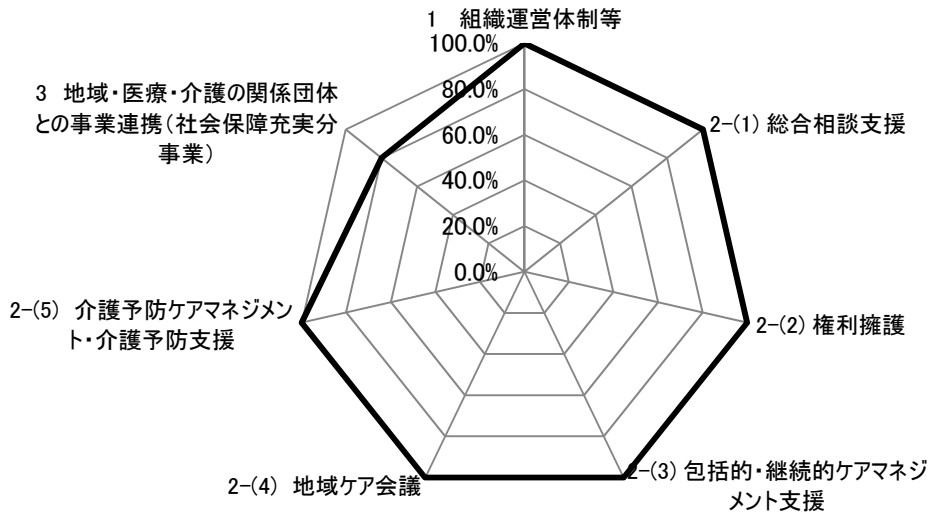
【業務全般】

項目	実施状況等
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な分野からの相談に対しては、各専門分野の支援機関と連携して対応を行った ○民生委員や福祉員の定例会では必要な情報提供や情報交換を行った ・行政、警察、介護事業所からの相談には包括内の3職種の強味を活かして対応を行った。また、地域課題も併せて把握し、必要な事業所や組織と共有した ・民生委員と協力し、高齢者へのアンケートを実施困り事の把握を行った
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防に関する啓発活動⇒各地域の民生委員や地域づくり協、介護支援専門員、老人クラブ等へ周知を行った ○権利擁護業務：権利擁護事業や後見センターへの繋ぎを行った 権利擁護が必要な案件は弁護士も参加された事例検討会を開催した ○消費者被害防止：民生委員の定例会や関係団体に対して消費者被害防止への情報提供を行った。また、見守りの必要性について周知した
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・CM・弁護士・司法書士、社会福祉協議会とで判断能力の低下した方に対する支援について情報交換会を開催した。 ・認知症高齢者に関する事例検討会を実施 ・包括で把握している地域資源や訪問看護事業所の情報提供を行った

項目	実施状況等
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業	<p>介護予防ケアマネジメント・介護予防支援延べ件数： 2,783件÷12か月＝231.9件/月 (旧川西) 令和3年度：5,566件÷12か月＝469.8件/月</p> <p>○リハビリ専門職派遣事業を活用して自立支援・重度化防止への視点を取り入れたケアマネジメントが行えるようにした。</p>
医療・介護連携事業	<p>○医療機関と退院前にはカンファレンスや退院前訪問に同席し、必要な支援の検討を行い、切れ目なく支援ができるように調整した。</p>
生活支援体制整備事業	<p>○山口市老人クラブ連合会小郡支部で「地域支え合い活動」が7地区で立ち上がり、今後も連携し、後方支援を行う</p> <p>○協議体において地域課題の整理を行い、説明をするために地域ケア会議アドバイザー等派遣事業を活用しアンケートの集計へアドバイスを頂いた。</p>
地域ケア会議	<p>○個別ケア会議及び地域別地域ケア会議を開催</p> <p>地域別地域ケア会議は上郷小学校区の地域課題について話し合った。</p>
災害時要配慮者(高齢者)への支援	<p>○要支援者や事業対象者のアセスメント表の更新を行った</p> <p>○地区社協や地域づくり協の災害研修会へ参加し地域の支え合いの必要性についての話し合いを行った。</p>

川西第2地域包括支援センター

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	近隣住民や総合支所、医療機関、警察署等からの相談に応じた。民生委員や福祉員の定例会に出席し、必要な情報提供等を行った。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	民生委員に対して高齢者虐待防止の普及啓発を行った。権利擁護が必要な事例によっては、弁護士による法律相談会で相談した。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	圏域の民生委員と介護支援専門員の情報交換会を開催した。川西地域包括支援センターと合同で圏域の介護支援専門員と認知症に関する事例検討を行った。
2-(4) 地域ケア会議	全ての評価基準を満たす	支援困難事例は個別ケア会議を開催し対応の検討を行った。地域別地域ケア会議では、移動販売とコミュニティタクシーの課題について自治会、交通政策課へ参加を呼びかけ
2-(5) 介護予防ケアマネジメント指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	初期相談時には受付票を活用して困りごとの整理を行った。リハ派遣事業を活用して自立支援、重度化防止に向けた視点でのケアマネジメントを行った。
3 地域・医療・介護関係の関係団体との事業間連携	概ね評価基準を満たす	医療職が参加する事例検討会への参加ができなかった。次年度からは、市からも実施計画の周知徹底、開催前の参加勧奨など、参加しやすい体制づくりへの改善が必要。
4 公正・中立性の確保(※)	判定基準以内	訪問型サービス：2.1%～30.8% 通所型サービス：0.1%～28.1%

※ 公正・中立性の確保
判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

令和4年度 川西第2地域包括支援センター事業評価のための補足資料

※記載内容は各地域包括支援センターの実績報告書からの抜粋

【令和4年度の重点項目の取組状況】

項目	実施状況等
自立支援・重度化防止	○介護予防出張講座:4回開催 ○通いの場への支援 百歳体操新規立ち上げ:1か所 事前説明:2か所実施 継続支援:9か所
認知症施策の推進	○普及啓発 ・認知症サポーター養成講座:2回 ・地域包括支援センター前の花壇にオレンジ色の花を植え、認知症予防の啓発を実施 ・民生委員や福祉員に対して認知症について啓発活動を行った ・認知症カフェ未設置地域への働きかけを実施(嘉川・佐山) ○新規ほっとSOSネットワーク事前登録者:4件(家族やCMからの情報提供あり) ○サービス未利用者実態把握:59件
啓発活動	○新規開設の包括であることを民生委員や福祉員の定例会で周知した。特に場所が分かりにくいいため、包括のパンフレットともに地図も併せて配布した ○地区社協の広報誌にも周知の記事を掲載した

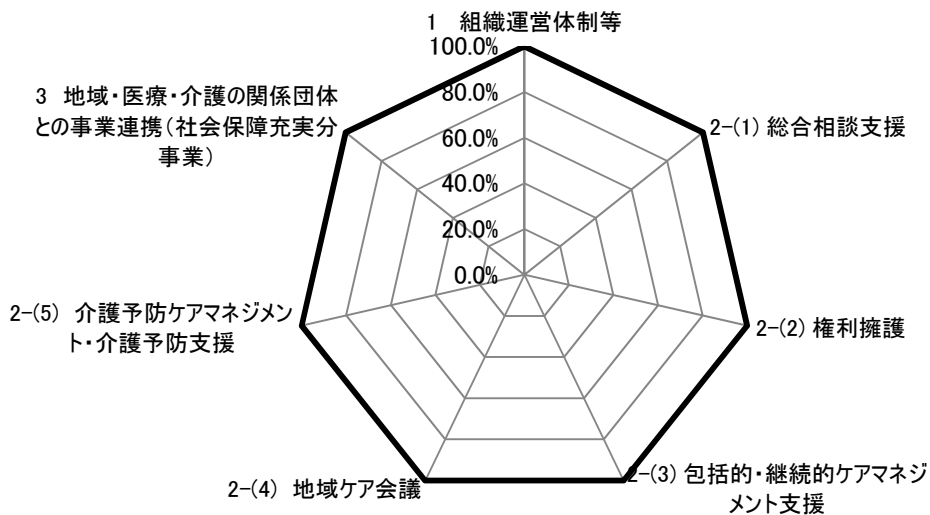
【業務全般】

項目	実施状況等
総合相談支援	・近隣住民や阿知須総合支所、医療機関、警察からも相談が上がり対応を行った ・民生委員や福祉員の定例会では必要な情報提供や情報交換を行った
権利擁護業務	○虐待予防に関する啓発活動⇒各地域の民生委員へ早期発見・早期対応について啓発活動を行った ・権利擁護業務：権利擁護事業や後見センターへの繋ぎを行った 権利擁護が必要な案件は弁護士による法律相談やケース検討を行った
包括的・継続的ケアマネジメント業務	○民生委員・CMで情報交換会を開催した ○川西圏域合同で認知症高齢者に関する事例検討会を実施 ○川西圏域合同の介護支援専門員の情報交換会で包括で把握している地域資源や訪問看護事業所の情報提供を行った

項目	実施状況等
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業	<p>介護予防ケアマネジメント・介護予防支援延べ件数： 2,825件÷12か月＝235.4件/月 ※新規開設のためR3年度実績なし</p> <p>○初期相談時には相談受付表を活用し困り事の整理を行い、インフォーマルサービスの導入も視野に入れたケアマネジメントを行うとともに、アウトリーチも実施した ○リハビリ専門職派遣事業を活用して自立支援・重度化防止への視点を取り入れたケアマネジメントが行えるようにした</p>
医療・介護連携事業	<p>○緩和ケアや医療ニーズが高いケースの個別相談には必要な機関機関と連携した調整を行った。 ○リハ職派遣事業も活用して在宅支援の調整を行った</p>
生活支援体制整備事業	<p>○認知症カフェの立ち上げに向けた地域への働きかけを実施 ○SCの役割を地域へ周知した</p>
地域ケア会議	<p>○個別ケア会議及び地域別地域ケア会議を開催 個別ケア会議：7回 地域別地域ケア会議：1回 ・支援困難事例等について個別ケア会議を開催した ・地域課題は嘉川と佐山で扱った、特に佐山ではコミュニティタクシーと移動販売の情報共有と課題について、地域づくり協議会、交通政策課にも入ってもらい協議ができた。</p>
災害時要配慮者(高齢者)への支援	<p>○要支援者や事業対象者のアセスメント表の更新を行った ○阿知須地区社協では民生委員の担当者ごとに、包括も一緒に個別ケースの情報交換を行い、災害時の対応について情報共有を行った</p>

川東地域包括支援センター

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	「まちの福祉相談室」が併設され、ふくまる相談員と連携して複合的な課題を持つ相談事例に対応した。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	民生委員に対して虐待予防の普及啓発を行った。金銭管理が困難な事例や成年後見申し立てが必要な事例は権利擁護事業や成年後見センターへ繋いだ。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	圏域内の居宅介護支援事業所へ出向き、個別相談があれば相談に応じた。圏域内の介護支援専門員と事例検討会を開催した。
2-(4) 地域ケア会議	概ね評価基準を満たす	個別事例を扱う個別ケア会議及び地域の課題を扱う地域別地域ケア会議を秋穂地域で行った。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	リハビリ専門職派遣事業を活用して初期相談時のアセスメントの強化を行った。自立支援型地域ケア会議の助言を活用したプランを実践し、モニタリングを行った。
3 地域・医療・介護関係の 関係団体との事業間連携	全ての評価基準を満たす	秋穂地域において「支え合いのサービス」への取組を支援した。百歳体操の新規立ち上げ支援を行い、地域での通いの場の創出への働きかけを行った。
4 公正・中立性の確保(※)	判定基準以内	訪問型サービス：0.7%～35.5% 通所型サービス：0.3%～25.0%

※ 公正・中立性の確保
判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

令和4年度 川東地域包括支援センター事業評価のための補足資料

※記載内容は各地域包括支援センターの実績報告書からの抜粋

【令和4年度の重点項目の取組状況】

項目	実施状況等
自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイル予防 <ul style="list-style-type: none"> ・サロン等に出向き、毎月今月の介護予防のチラシを配布して周知した ・介護予防出張講座：14回 ○地域の通いの場 <ul style="list-style-type: none"> ・百歳体操新規立ち上げ：4 地域への働きかけ：2地域 ・川東エリアの百歳体操マップの作成
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター養成講座：1回 ○認知症カフェ未設置地域(名田島、秋穂二島、秋穂)への働きかけ ○若い世代への認知症に関する普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 新任民生委員への研修、秋穂ふれあいまつり、地域の広報誌への掲載 ○サービス未利用者実態把握：39件実施 <ul style="list-style-type: none"> 17件がサービス未利用⇒情報提供等を行い家族が孤立しないように支援した
免許返納に対する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> 開催には至らなかったが作業療法士会事務局と協議を行った ○通いの場、買い物支援 <ul style="list-style-type: none"> 免許返納後に課題になりそうな、買い物、移動手段等の代替えとして、移動販売、有償サービス、配食サービス、電動アシスト自転車等の情報を整理して民協や居宅介護支援事業所へ配布した

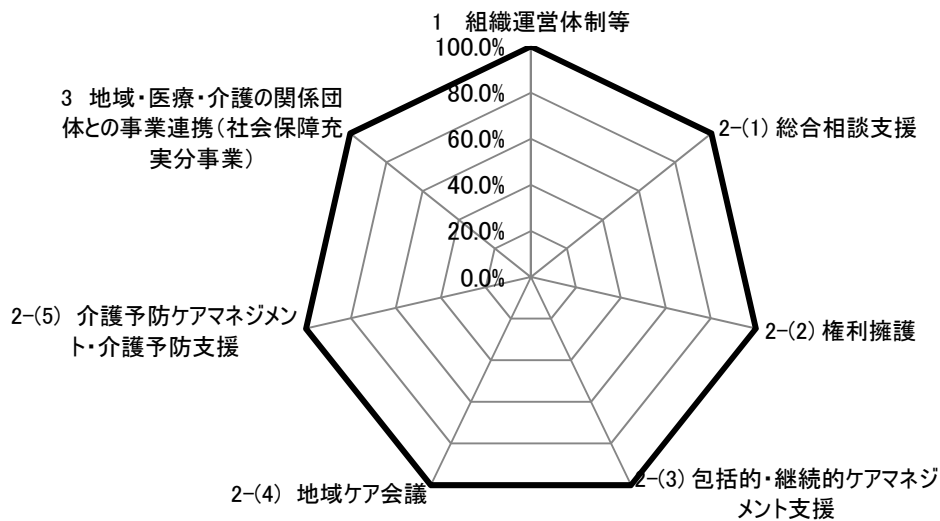
【業務全般】

項目	実施状況等
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○まちの福祉相談室が設置されたため、ふくまる相談員と連携して複合的な課題をもつ方への支援を行った <ul style="list-style-type: none"> 連携した事例：26件、延べ65件 ○地域サロンや百歳体操の開催場所へ出向き実態把握を行った
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防に関する啓発活動⇒秋穂・鑄銭司地域の民生委員への周知。相談や疑いのケースがあれば迅速に対応 ○権利擁護業務：金銭管理が難しい事案は成年後見制センターへの繋ぎを行った
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の民生委員や福祉員との連携体制強化に努めた <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の居宅介護支援事業所を訪問して相談 2回/年 ・圏域内の居宅介護支援事業所と事例検討会を実施また、居宅介護支援事業所主催の事例検討会への参加
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業	<p>介護予防ケアマネジメント・介護予防支援延べ件数：</p> <p style="text-align: right;">2,845件÷12か月＝237.1件/月</p> <p style="text-align: right;">R3年度：3,044件÷12か月＝253.7件/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リハ職同行訪問の活用 ○自立支援型地域ケア会議の助言を活用したプランを実践し、モニタリングを行った

項目	実施状況等
医療・介護連携事業	○山口・吉南地区地域ケア連絡会議の各部会が開催する研修会や意見交換会等へ参加した。
生活支援体制整備事業	○秋穂 金山領において支え合いのサービス立ち上げに向けて協議を行った ・百歳体操・サロンへの実態把握：38回 ○通いの場支援 ・百歳体操新規立上げ：4 ○地域資源の情報提供 ・鑄銭司他民協等へ移動販売や配食サービス等の情報提供を行った
地域ケア会議	○個別地域ケア会議：6件 ○地域別地域ケア会議：1回（秋穂）
災害時要配慮者(高齢者)への支援	○アセスメント票の更新 ○災害時の川東独自マップ（名田島、秋穂二島）を更新し、情報共有を行った。

基幹型地域包括支援センター（徳地分室）

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	まちの福祉相談室が併設され、複合的な課題のある相談は、地域福祉課に配置のふくまる相談員とも連携して対応を行った。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	民生委員の定例会等において、高齢者虐待防止のための普及啓発を行った。 地域住民向けに成年後見制度についての講座を調整した。
2-(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	地域の介護支援専門員との連絡会議を持ち、情報交換会や研修会を開催した。 介護支援専門員からの個別事例の相談に応じ、必要に応じてサービス担当者会議への同席を行った。
2-(4) 地域ケア会議	全ての評価基準を満たす	診療所の医師、薬剤師、介護支援専門員、サービス提供事業所等が参集して毎月地域ケア会議を開催し、各事業所の連携や、地域課題の検討を行っている。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	自立支援・重度化防止の視点からリハビリ専門職派遣事業を活用して適切なケアマネジメントの実践に努めた。
3 地域・医療・介護関係の 関係団体との事業間連携	全ての評価基準を満たす	在宅医療・介護連携において、医療関係者が参加する地域ケア会議の場を活用して事例検討や研修会等を実施した。
4 公正・中立性の確保(※)	サービスが判定基準超過	訪問型サービス：1.1%～63.7% 通所型サービス：0.3%～75.6% ※徳地地域の事業所が少数であり、受け入れ人数が多い事業所に集中している。

※ 公正・中立性の確保

判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

令和4年度 基幹型地域包括支援センター 徳地分室 事業評価のための補足資料

※記載内容は各地域包括支援センターの実績報告書からの抜粋

【令和4年度の重点項目の取組状況】

項目	実施状況等
自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援型地域ケア会議等を通じ、多職種の意見を踏まえ、サービスありきにならないようアセスメントを実施し、ケアプランの作成を行った ○リハビリ専門職派遣事業を活用し、対象者の身体状況や環境に応じた専門的な助言を受け、支援に活かした ○徳地地域ケア会議で医療・介護等多職種で事例検討を行い、自立支援を意識した検討を行った
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症理解、認知症カフェへの運営支援 ・認知症サポーター養成講座:5回 内訳:小学校:3 地域団体:1 地域全体:1 ・認知症に関連するチラシ等を診療所や薬局、分館、郵便局、農協に設置、広報とくちでのPRを実施 ・個別事例は関係機関や民生委員と協力して個別対応を行い必要な支援に繋いだ ○サービス未利用者実態把握:24件
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防出張講座の開催 転倒・骨折予防:2回 認知症予防:1回 ○健康づくり担当保健師協働して、後期高齢者の一体化事業を2地区で実施 ○診療所や薬局、郵便局、農協、道の駅、地域交流センター等に介護予防のパンフレットを設置してPRを行った ○ロハス島地温泉の場を活用し、島地地域づくり協議会と共同でお試しサロンを実施した。

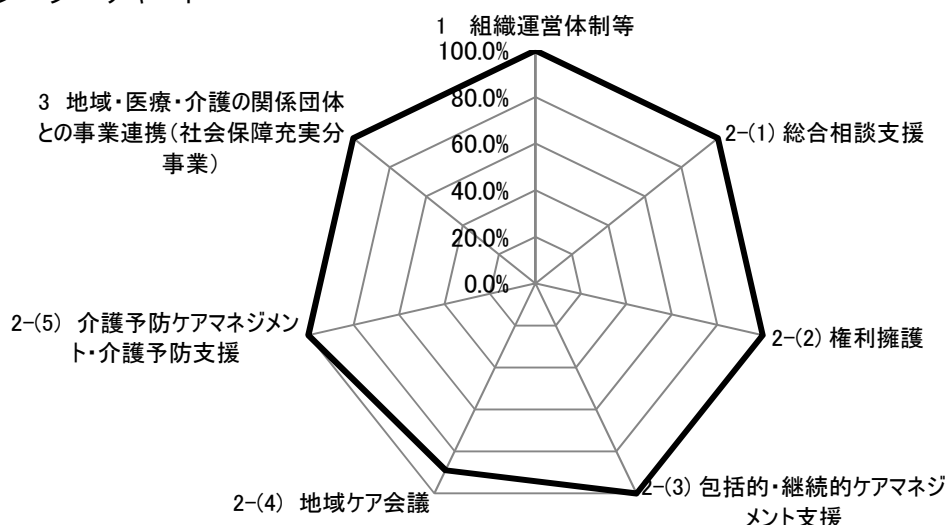
【業務全般】

項目	実施状況等
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○独自のチラシを作成し相談窓口の周知を実施 ○初期相談時から必要に応じ総合サービス課や社協と連携して対応 ○まちの福祉相談室と連携して様々な生活課題を抱える住民への対応を行い、必要な支援機関へ繋いだ ○民生委員と情報交換し、受診支援や家族への連絡等を行った
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度や権利擁護について民生委員定例会で研修会を開催し啓発した ○CMや介護事業所との連絡会議において虐待予防や成年後見制度の周知を行った
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ○徳地地域ケア会議で多職種による事例検討を定期的実施 ○地域のCMからの相談には必要に応じて個別地域ケア会議や、担当者会議への同席等を通じてCM支援を行った
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業	<p>介護予防ケアマネジメント・予防支援延べ件数： 1,230件÷12か月=102.5件/月 R3年度：1,254件÷12か月=104.5件/月 ※委託分は含まず</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス前提のケアプランにならないようアセスメントを丁寧に計画書の作成を行った ・リハビリ専門職派遣事業を活用し、入浴動作への助言をもらい、入浴が自立してできるようになった事例がある ・百歳体操や老人クラブ連合会の教室等をケアプランに位置づけられるようにした

項目	実施状況等
医療・介護連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ○退院時カンファレンス等に参加し、スムーズな退院支援に繋がるようにした ○医療介護連携ツール（MCS）を活用して医療・介護関係者間の連携を行っている
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を関係機関へ随時情報提供 ○出雲地区社協ほか関係団地との会議に出席し(2回/年) ○徳地の公共交通プロジェクトへ参加 <ul style="list-style-type: none"> □ハス島地温泉でお試しサロンを開催 ○介護予防・生活支援サポーター養成講座を徳地で開催し、38人参加
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ○月に1回、診療所医師を含む医療・介護関係者で地域ケア会議を開催し、事例検討や、連携の在り方の協議などを行った。
災害時要配慮者(高齢者)への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○5月～6月にかけて災害時のアセスメント票の確認、更新を行った ○新規ケースのうち必要な高齢者はアセスメント票の作成を行った

基幹型地域包括支援センター（阿東分室）

■レーダーチャート



評価結果：市が求める運営を実施している

項目	評価結果	内容
1 組織・運営体制	全ての評価基準を満たす	適切な人員配置、個人情報の取扱い、苦情対応体制の整備等を行っている。
2-(1) 総合相談支援業務	全ての評価基準を満たす	まちの福祉相談室が併設され、複合的な課題のある相談は、地域福祉課に配置のふくまる相談員とも連携して対応を行った。
2-(2) 権利擁護業務	全ての評価基準を満たす	民生委員の定例会等において、高齢者虐待防止のための普及啓発を行った。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント	全ての評価基準を満たす	地域の介護支援専門員との連絡会議を持ち、情報交換会や研修会を開催した。介護支援専門員からの個別事例の相談に応じ、必要時には同行訪問を行った。
2-(4) 地域ケア会議	概ね評価基準を満たす	センター主催の地域ケア会議の運営方針等を職員・会議参加者・関係団体へ周知されていなかったため、年度の早い段階で地域の関係者や関係団体へ周知できるように改善が必要。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント指定介護予防支援	全ての評価基準を満たす	自立支援・重度化防止の視点からリハビリ専門職派遣事業を活用して適切なケアマネジメントの実践に努めた。
3 地域・医療・介護関係の関係団体との事業間連携	全ての評価基準を満たす	体制整備事業において新たな地域の支え合いの仕組みづくりに向けて実施団体と協議を行った。
4 公正・中立性の確保(※)	サービスが判定基準超過	訪問型サービス：100% 通所型サービス：0.2%～68.0% ※阿東地域の事業所が少数であり、受け入れ人数が多い事業所に集中している（訪問型は1事業所のみ）。

※ 公正・中立性の確保
判定基準：特定事業者への占有率が50%以内

項目	実施状況等
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地福：支え合い組織が結成された ○篠生：支え合いの仕組みづくりに向けた協議の継続支援 ○通いの場の支援 <ul style="list-style-type: none"> 百歳体操：新規立ち上げ：1 継続支援：9
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ○個別ケア会議：1回 ○地域別地域ケア会議 <ul style="list-style-type: none"> 篠生地域の支え合いの仕組みづくりに向け協議を行った
災害時要配慮者(高齢者)への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から民生委員との情報共有を行い、災害時等対応ができるようにした

山口市地域包括支援センター業務評価実施要領

1 目的

山口市（以下「市」という。）が包括的支援事業の実施を委託した法人が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営状況を公平かつ適正に分析することにより、委託業務の実施状況、センターが抱える課題を把握し、センターがこの課題を解決する取り組みを実施することで、業務の改善、センター運営の質的向上を図ることを目的とする。

2 評価の実施体制

市健康福祉部高齢福祉課が評価案を作成し、それを基に市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が、センターの運営状況を適切かつ専門的に評価する。

3 評価対象期間及び項目

評価対象期間は評価実施年度の前年度とし、評価する項目は、次のとおりとする。

- ① 組織・運営体制
- ② 個人情報管理
- ③ 利用者満足度の向上
- ④ 総合相談支援業務
- ⑤ 権利擁護業務
- ⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑦ 地域ケア会議
- ⑧ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- ⑨ 市事業との連携

4 評価の方法

- ① センターは、地域包括支援センター業務評価票（以下「業務評価票」という。）に基づき受託業務の検証を行い、自己評価を行う。
- ② 市は、業務評価票の報告を受け、各センターの運営状況及び、別に定める「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性の評価基準」に基づき実施した評価結果や相談件数等の活動実績も踏まえ、各センターの運営状況について評価案を作成する。
- ③ 運営協議会は、評価案を基に事業内容等を評価する。

5 評価の活用

センターが業務評価票に基づき自己評価を行うことで、センター職員が業務を振り返り、業務改善点や課題の整理など行う機会となり、また、評価結果の通知を行うことにより、今後の事業運営のレベルアップを図るものとする。

6 評価結果の通知等

- ① 評価の結果については、センターの公正・中立性を確保する観点から、次年度のセンター業務の委託先法人を選定するための判断材料とする。
- ② 市は、運営協議会終了後、評価結果を各委託先法人に通知する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、業務評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

別に定める基準

地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準

1 趣旨

地域包括支援センターにおける介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価については、この評価基準に基づき、高齢福祉課において実施するものとする。

2 評価対象

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントにおける特定事業所へのサービス集中状況

3 評価方法

各年度で、市が定める特定月に作成された介護予防プランにのうち、①介護予防訪問介護及び訪問型サービス、②介護予防通所介護及び通所型サービスの各サービスが位置づけられているものに関し、最もその件数の多い特定の事業者が提供するサービスへの集中状況を評価する。

具体的には、次の方法により特定の事業者の占有率Aを算定し、次の判定基準数値を超えている地域包括支援センターを抽出する。

判定基準数値を超えて、「課題ありと推定」された地域包括支援センターに対し、その理由についてヒアリングを実施する。

① 介護予防訪問介護及び訪問型サービス

$$\frac{\text{特定の事業者の介護予防訪問介護及び訪問型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの件数}}{\text{介護予防訪問介護及び訪問型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの総件数}} = A$$

【判定基準数値】 $A \leq 50\%$ → 課題なし
 $A > 50\%$ → 課題ありと推定

② 介護予防通所介護及び通所型サービス

$$\frac{\text{特定の事業者の介護予防通所介護及び通所型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの件数}}{\text{介護予防通所介護及び通所型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの総件数}} = A$$

【判定基準数値】 $A \leq 50\%$ → 課題なし
 $A > 50\%$ → 課題ありと推定

4 課題がある地域包括支援センターに対する指導

ヒアリングの結果、正当な理由がなく、課題があると認められる地域包括支援センターについては、判定基準数値以下とする目標時期を明示した是正計画を提出させるなど、指導を行うものとする。

なお、やむを得ないとする正当な理由は、次の各号を参考に判断を行うものとする。

- (1) 当該圏域のサービス事業所が少数である場合
- (2) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- (3) その他やむを得ない理由として市が認めた場合

5 山口市地域包括支援センター運営協議会への報告

前項により地域包括支援センターを指導した結果等については、市地域包括支援センター運営協議会にその概要を報告するものとする。

6 判定基準数値の見直し

判定基準数値については、必要があるときは、市地域包括支援センター運営協議会に諮った上で、見直しを行うものとする。

【参考】サービスの偏りにかかる正当な理由の例

- ・サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- ・当該圏域に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 等

地域包括支援センター事業評価項目(国の評価指標)

1 組織・運営体制等

1-(1) 組織運営体制

評価項目	評価基準
1	市が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。
2	事業計画の策定に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。
3	市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。
4	市が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。
5	市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について3つ以上提供を受けているか。
6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。
7	3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。
8	市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。
9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。
10	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。
11	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。
12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。

1-(2) 個人情報の管理

評価項目	評価基準
13	個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。
14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。
15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。
16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。

1-(3) 利用者満足度の向上

評価項目	評価基準
17	市の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。
19	相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。

2 個別業務

2-(1) 総合相談支援業務

評価項目	評価基準
20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。
21	相談事例の終結条件を、市と共有しているか。
22	相談事例の分類方法を、市と共有しているか。
23	1年間の相談件数を市に報告しているか。
24	相談事例の解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市から支援があったか。
25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。

2-(2) 権利擁護業務

評価項目	評価基準
26	成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されているか。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有しているか。
28	センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。
29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。
30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。

2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

評価項目	評価基準
31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握しているか。
32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。
33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。
34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。
35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。
36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。

2-(4) 地域ケア会議

評価項目	評価基準
37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されているか。
38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。
39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。
40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。
41	市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。
42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。
44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。
45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告しているか。

2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

評価項目	評価基準
46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。
47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。
48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用しているか。
49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されているか。
50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。

3 事業間連携（社会保障充実分事業）

評価項目	評価基準
51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。
52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。
53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。
54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。
55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。